

第3期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務公募型プロポーザル 質問回答書

令和6年9月12日

番号	質問事項	回答事項
1	<p>業務実績書（様式第3号）について 様式3号に、「過去5ヶ年度（令和2年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に受注した実績」とありますが、同期間は本件に該当する総合戦略の策定期間にあたらないため、総合戦略の策定期間にあたらないため、総合戦略の業務実績はないところですが、その場合、総合計画等の同類業務を記載することで宜しいでしょうか。</p>	<p>総合計画等の同類業務を記載していただいて構いません。</p>
2	<p>企画提案の提出部数について 実施要領5（2）に記載の企画提案書の提出部数は何部でしょうか。</p>	<p>1 3部でお願いします。</p>
3	<p>総合計画の代替の計画づくりの考え方について 実施要領5（2）①（イ）の業務にあたっての基本方針に「特に本町では、総合計画が令和4年度をもって廃止されており、本総合戦略が総合計画を代替するものとなる様、配慮すること。」との記載がございます。総合戦略については、国の地方創生に関する分野（「産業」「子育て・子どもの教育」「移住定住」「生活環境」等）に特化した施策提案となっており、現在の貴町の計画も同様となっています。「総合戦略を代替するもの」とは、現在の総合戦略に含まれない、一般的な総合計画に関する分野（福祉、防災・防犯、社会教育、人権、行財政 等）について追加し、すべての分野を網羅した計画にまとめるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領5（2）①（イ）中「特に本町では、総合計画が令和4年度をもって廃止されており、本総合戦略が総合計画を代替するものとなる様、配慮すること。」とは、あくまでも本業務は、総合戦略の策定業務ではありますが、本町は総合計画を廃止しているため、総合戦略が町の根幹の計画と位置づけます。他自治体においても同様の形態を取っているところがありますが、総合計画と総合戦略を作るという業務ではなく、仕様書にもあるとおり本総合戦略が、本町の推進する施策等の計画を加味したものであり、かつ、総合計画を補完する計画となるように配慮した提案を求めるものです。つまり、総合計画の項目を網羅した提案は、当然ながら評価の対象となりますが、総合計画のすべての分野を網羅することを求めるものではありません。</p>